

補助金等交付財産の財産処分承認基準

23 財主財第 38 号

平成 23 年 6 月 1 日

改正 29 財主財第 138 号

平成 29 年 10 月 4 日

第 1 趣旨

この基準は、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づく財産処分の承認について、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとしたものである。

第 2 財産処分に当たっての知事の承認について

1 知事の承認が必要となる場合

補助事業者等が都の補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、規則第 24 条の規定により、原則としてあらかじめ知事の承認が必要である。ただし、次の(1)又は(2)に該当する財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって、知事への報告があったものについては、上記に関わらず、知事の承認があつたものとして取り扱うものとする。

- (1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う、施設又は設備（以下「施設等」という。）についての財産処分であつて、補助事業完了後 10 年以上の期間を経過したもの。ただし、有償譲渡、有償貸付、交換（交換差益が生じる場合）、担保に供する処分、取壊し及び廃棄を除く。
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当する場合の施設等の取壊し又は廃棄
 - ア 災害又は火災により全壊、半壊、全焼又は半焼した場合
 - イ 老朽化等、構造上危険な状態にある場合

2 知事の承認が不要となる場合

- (1) 財産処分を行う財産（以下「処分財産」という。）が規則第 24 条各号に該当しない場合なお、同条第 5 号に規定する知事が指定するものについては、取得価格又は効用の増額が単価 50 万円以上の工作物、機械及び器具で、補助目的達成上特に必要と認められるものとする。
- (2) 規則第 24 条に規定する別に知事が定める期間を経過した場合なお、当該期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を準用する。
- (3) 交付目的に支障を及ぼさない範囲において、一時的に公用又は公共用に供するなど、施設の転用を伴わない場合この場合については、財産処分には該当せず、協議は不要とする。

第3 施設等の財産処分承認基準について

1 補助金相当額の納付を伴わず承認する場合

(1) 使用、譲渡又は貸付

ア 地方公共団体が行う財産処分

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合

(ア) 包括承認事項

(イ) 次のaからdまでの全てを満たしている場合

a 補助事業完了後10年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後10年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。

b 公用、公共用又は公益目的のための処分であり、都の施策の方向性に合致していること。

※ 原則として、都の所管する条例等に規定する事業又は都所管の補助金等の対象となる事業であること。

c 処分後においても財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。

d 無償による財産処分であること。

イ 地方公共団体以外の者が行う財産処分

次の(ア)から(エ)までの全てを満たしている場合

(ア) 補助事業完了後10年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後10年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。

(イ) 公用、公共用又は公益目的のための処分であり、都の施策の方向性に合致していること。

(ウ) 処分後においても財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。

(エ) 無償による財産処分であること。

(2) 取壊し又は廃棄

次のア又はイのいずれかに該当する場合

ア 包括承認事項

イ アの取壊しに際して、やむを得ず行う建物以外の工作物等の取壊し又は廃棄

(3) 交換

ア 地方公共団体が行う財産処分

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合

(ア) 包括承認事項

(イ) 次のaからdまでの全てを満たしている場合

a 補助事業完了後10年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後10年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。

b 交換により取得した財産において同一の事業を継続すること又は交換により取得した財産において他の事業を行う場合であって、その事業が公用、公共用若しくは公益目的のためであり、都の施策の方向性に合致していること。

- c 交換により取得した財産において財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。
- d 交換差益が生じる場合には、交換差益に都の補助率を乗じた金額を納付すること。
ただし、処分財産の補助金額を上限額とする。
※ 納付額が上限額に達しない場合において、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

イ 地方公共団体以外の者が行う財産処分

次の(ア)から(エ)までの全てを満たしている場合

- (ア) 補助事業完了後 10 年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後 10 年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。
- (イ) 交換により取得した財産において同一の事業を継続すること又は交換により取得した財産において他の事業を行う場合であって、その事業が公用、公共用又は公益目的のためであり、都の施策の方向性に合致していること。
- (ウ) 交換により取得した財産において財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。
- (エ) 交換差益が生じる場合には、交換差益に都の補助率を乗じた金額を納付すること。
ただし、処分財産の補助金額を上限とする。
※ 納付額が上限額に達しない場合において、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(4) (1)から(3)までのほか、知事が特別の理由があると認める財産処分の場合

2 補助金相当額を都に納付する場合

この場合における納付額の算出については、次の計算式によるものとする。ただし、すでに補助金相当額の全部又は一部を納付している場合は、この限りでない。

なお、納付額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 使用、譲渡、取壟し又は交換の場合

$$\text{納付額} = \text{処分財産の補助金額} - (\text{処分財産の補助金額} / \text{処分財産の制限年数}) \times \text{経過年数}$$

(2) 貸付の場合

$$\text{納付額} = (\text{処分財産の補助金額} / \text{処分財産の制限年数}) \times \text{貸付年数}$$

第4 土地の財産処分承認基準について

1 補助金相当額の納付を伴わず承認する場合

(1) 使用、譲渡又は貸付

次のアからエまでの全てを満たしている場合

- ア 補助事業完了後 10 年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後 10 年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。

イ 公用、公共用又は公益目的のための処分であり、知事が適当であると認めるものであること。

ウ 処分後においても財産処分の制限を設けること。

エ 無償による財産処分であること。

(2) 交換

次のアからエまでの全てを満たしている場合

ア 補助事業完了後 10 年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後 10 年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。

イ 交換により取得した財産において同一の事業を継続すること又は交換により取得した財産において他の事業を行う場合であって、その事業が公用、公共用若しくは公益目的のための処分であり、知事が適当であると認めるものであること。

ウ 交換により取得した財産において処分後においても財産処分の制限を設けること。

エ 交換差益が生じる場合には、交換差益に都の補助率を乗じた金額を納付すること。ただし、処分財産の補助金額を上限額とする。

※ 納付額が上限額に達しない場合において、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) (1)及び(2)のほか、知事が特別の理由があると認める財産処分の場合

2 補助金相当額を都に納付する場合

この場合における納付額の算出については、次の計算式によるものとする。ただし、すでに補助金相当額の全部又は一部を納付している場合は、この限りでない。

(1) 使用又は交換の場合

納付額 = 処分財産の補助金額

(2) 譲渡又は貸付の場合

納付額 = 処分財産の補助金額

※ 譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額をいう。以下同じ。）に都の補助率を乗じた金額が処分財産の補助金額に満たないときは、譲渡額又は貸付額に都の補助率を乗じた金額を納付額とする。この場合において、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

※ 譲渡額又は貸付額が、評価額に比して著しく低価である場合に、その理由を合理的に説明することができないときは、評価額を用いて算出するものとする。

第5 承認の際の協議について

「東京都補助金等交付規則の施行について」（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）

4(2)チに基づき、事案に応じて財務局に協議を行うこと。

第6 その他

1 この基準は平成 29 年 11 月 1 日から適用する。

2 この基準の適用日前に財務局と協議中の案件については、適用日以降この基準によることとする。